

(3) 中世の隅田庄について

岩倉 哲夫（橋本市文化財保護審議委員）

隅田庄の成立

隅田庄は、延久4年（1072）の「太政官牒」（『石清水文書』）によれば、10世紀末の寛和年間（985～87）の頃に摂関家の藤原兼家が石清水八幡宮の内に建立した御願三昧院の御料所として成立している。水田は29町と記されている。この際に紀伊国の国司が藤原兼家の圧力を受けて、隅田村の「正税直等」を田地の開発数に任せて免除したものとされ、国免庄の性格を持っていたとする見方がある。

しかし、万寿5年（1028）に宣旨によって、隅田庄は、当初臨時雑役免除を認められていた、寄人（隅田庄に居住する有力農民）が免田一筆ごとに耕作を請け負う形態の免田・寄人型庄園で雑役のみが免除され、租税の納入義務を有する領域を持たない脆弱タイプの庄園であったと思われる。

のちに隅田庄の^{ほんけしき}本家職（上級庄園領主としての権利）は藤原氏から一条院（藤原氏ゆかりの里内裏）に寄進され、領家職（本家職に次ぐ庄園領主としての権利）は石清水八幡宮が保有していた。この一条院の所有は長く続かなかったものと思われる。

ところで、庄園の範囲は長承元年（1132）の相賀庄の「四至界注文」（『根来要書』）によって、西は「妻谷」であったことがわかる。東は大和国境の真土峠であった。ただし、北部の^{はたけだ}畠田・^{きのほら}木原は紀伊国隅田庄とある。庄園期には隅田庄の色合いが強い。弘安11年（1288）1月19日付の紀伊国隅田庄木原・畠田の隅田三郎兵衛入道宛の地頭代補任状が残る（「隅田家文書」『和歌山県史中世史料』1以下、隅田庄内の中世文書は原則としてこれによる）。後世には明確に大和国宇智郡（現五條市）となる。

地元の有力者であった^{ながただのぶ}長忠延が元永元年（1118）に隅田八幡宮の俗別当職に任じられ、後に、公文職に任じられたとみられる（「隅田家文書」）。

この長氏はやがて藤原氏を名乗り、この職を世襲して隅田一族の惣領家の原形をなしたとみられる。この系統は遡れば、平安期の寄人に至るものと思われる。長氏の名乗りから、古代的那賀郡の中心的豪族、長氏の系統を引いているものとも思われる。

高野山領庄園の最古の庄園となる^{かんしょうふの}官省符庄でも庄園の有力層として坂上氏と並んで、長行任なる者が永久年間（1113～18）に登場し、高野政所所司良快に刀傷に及んで所領を没収されていることが、天治2年（1125）の「官省符庄住人等解状」（『高野山文書』）によってわかる。

また、平成10年（1998）に発掘された隅田八幡神社経塚から出土した紙本経（法華経）の8巻には長寛2年（1164）9月6日の書写年代が記され、2巻には「為女藤井氏現世安穩後生菩提也所生愛子安穩太平」と記され、6巻には「藤井是奉女□氏□後□□」とある。現世安穩や長寿を願い、後世菩提のために経を奉納したことが見える。藤井氏も那賀郡に基く豪族とみられ、「所生愛子」との文言が見られるところから、那賀郡から伊都郡へ縁付いた人物の可能性もあろう。

『扶桑略記』の永承7年（1052）の条に今年始めて末法に入ったことが記され、日本の仏教伝来の552年が、釈迦入滅後の1500年目と信じられていた。これが像法の真中と信じられ、この500年目が末法とされたのである。末法には仏法が廃れ、世が乱れると考えられていたので、末法思想から逃れるために有力層は、納経等の活動をしたのである。

ところで、伝承であり直ちに歴史的事実とはできないが、「粉河寺縁起」に記された紀和国境近くにあった「粉河田」の伝承地である。3段ある「粉河田」に夜ごとに墨染めの衣を着た小僧が2把ばかり刈り取って粉河寺の本堂に納めていたという。良心なる僧侶が、この「粉河田」を刈り取る小僧の霊夢を見たという。この小僧は、「大悲大将」と名乗り、粉河寺に久しく住する者で、「粉河田」は国の一の坪で国の民を憐れむがゆえに、上分を刈り取って粉河寺に供えているとの説明をしたという（「粉河寺縁起」）。

これらの件から、隅田庄が那賀郡と深い繋がりを持っていたことがわかる。このあたりの歴史的背景の解明は今後の課題となろう。

平安期末期の隅田庄における隅田一族の所領状況を示す史料は、仁安元年（1166）11月付の「公文藤原忠村田畠等処分状案」（「隅田家文書」）である。

これによれば、「一処 芋生居内家地田畠在家立物等」と表記された屋敷地であり、その芋生村の屋敷地に田畠や在家等が含まれ、在地領主としての姿が現われている。これには四至が示され南は紀ノ川に接しており、河岸段丘上に屋敷を構えていたとみられる。

「切山分一処」、「字十豆野一処」、「字河原一処」等と表記された山や原野、河原が表記され、狩猟や軍事訓練の場所としての意味を持っていたものと思われる。

「有次垣内七段」、「友貞垣内三段」、「河南字小犬坪一処作三段」、「河南字小芋生重任垣内作三段」等に見られる垣内等の表記は、隅田庄内の一般農民を統制する存在であったことを示すものと思われる。ちなみに、河南の「小犬」や「小芋生」の地名表記は、後世の恋野の地名に繋がるものと思われ、芋生の住民が河南に移住して農地開発した結果の小地名であろう。

また、「樋口三段田兼行作 在北西荒」、「字一処みの原荒」、「字高蔵一処保太作荒」、「字

河原一処作二町五段^田在荒」等に見られる「荒地」は、在地領主として開発の拡大を目指す隅田一族の姿勢を示したものであろうし、一般農民との対立も視界に入ってくる。

この公文藤原忠村の田畠処分状案には、その末尾に14人とみられる在地刀称の承認を受けているところから、在地の有力農民の認定によって、藤原忠村の在地支配が成立しえたことを示している。

鎌倉期の隅田庄

鎌倉期初期の建仁元年（1201）に藤原良村が隅田庄の預所に就任しているのは、従来の石清水八幡宮から派遣されていた預所からの交代を示し、隅田庄が隅田一族による請所となっていたことを示すものであろう。

鎌倉幕府の成立によって、諸国に守護・地頭が設置されたものの、東国政権ゆえに西日本には希薄なものがあつた。

紀伊国の守護についても、元暦元年（1184）に豊島有経が守護に任じられたが、平氏滅亡にともなって停止され、その後、建仁3年（1203）頃に佐原義連が就任するものの、承元元年（1207）からは紀伊国は和泉国と共に守護は設置されないことになっていた（『吾妻鏡』）。これは、両国が上皇や法皇等の熊野詣の駅家雑用を負担しているという理由であったが、幕府と朝廷方の政治折衝によって、幕府方が譲歩した結果とみられている。

しかし、承久3年（1221）の承久の乱によって、この譲歩も崩壊して紀伊国にも守護が復活する。守護に就任したのは、三浦義村や佐原家連（義連）等であった。しかし、宝治元年（1247）の宝治合戦で、三浦氏や佐原氏が滅亡すると、紀伊国守護も弘安3年（1280）以降、北条一族で六波羅探題を襲職した北条重時（3代目執権北条泰時の弟）の家系が務めることとなり、隅田庄の隅田氏もその家人となり、隅田庄の地頭代に就任した。なお、

地頭職は、重時流北条氏が保有していた。

ちなみに、建長6年(1254)に北条重時の使者として、隅田次郎左衛門尉が鎌倉の北条時頼のもとに赴いていることがわかる(『吾妻鏡』)。また、文永6年(1269)には六波羅探題北方北条時茂(重時の子)の家人として、隅田兵衛五郎の名前が登場する(『東寺百合文書』)。

鎌倉期の隅田一族の領主的傾向を示す史料として、元応2年(1320)10月の隅田二郎兵衛入道信教が子の三郎左衛門忠長に与えた讓状がある(『葛原家文書』)。これには、隅田北庄境原村の本人の屋敷の他、10数人の下人の名前が記され、その下人には(1)在家や田地の両方を給されていない者、(2)在家を給されず田地を給されている者、(3)在家と田地の両方を給されている者に、大分できる。(1)は家内奴隸的な下人で、(2)は(1)の発展した下人、(3)は独立自立した下人であり、家人に近い者と考えられる。

これらのことから、隅田一族を構成する氏の在地における存在形態を垣間見ることができる。(3)の下人の中には、「殿」を付けられる者も登場し、家人的存在であったことを裏付ける。これは、自立農民からその傘下に加わった者であるのか、下人から発展した者かは判然としないが、隅田一族の在地支配のあり方を示すものであろう。

鎌倉期の隅田一族の構成として、森・垂井・山田・洪草・橋屋・中嶋・新・上田・兵庫・葛原・野口・山内といった13氏が挙げられている(井上寛司「紀伊国隅田党の形成過程」『ヒストリア』64)。平安期に登場する長氏が、藤原氏を称していたが、これらが鎌倉期には在地名を名乗る氏として成立していったのであろう。ことに隅田惣領家と葛原氏等は隅田庄内の有力層として藤原氏を称していたのであろう。他に橘氏を称した上田氏や源氏を称した松岡氏等がいる。

地元で長らく隅田一族を研究した尾崎能孝

氏によれば、鎌倉期の隅田一族は、葛原・境原・垂井・山内・橋谷・寺山・中嶋・洪草・上村・上田・近江・竹内・下・森・中・山田の16氏が挙げられている(『隅田党』『きのくに文化財』1号)。

隅田庄の総氏神の隅田八幡宮には、石清水八幡宮の神事を模倣したとされる8月15日に実施された放生会があった。仁治2年(1240)の「隅田八幡宮社僧等定書案」(「六坊家共有文書」)によれば、隅田八幡宮で、六波羅探題の依頼によって、大般若経等の転読を実施し、「大施主殿下息災安穩」等の祈祷をしていることがわかる。建長3年(1251)の「阿弥陀堂所作定書」(「六坊家共有文書」)に記されている「阿弥陀堂」とは隅田八幡宮の神宮寺となる大高能寺のことであろう。これによれば、1月に修正会を実施し、供餅百枚の原料としての米三斗を計上していることや、7月15日盂蘭盆会うらばんえを実施していたことがわかる。このほか、8月15日の放生会に流鏑馬やぶさめの神事を実施していたことや、修正会には朝拝神事が行われていたことがわかる。朝拝神事は建長5年(1253)1月1日付けの「隅田八幡宮朝拝頭人差定」(「隅田家文書」)に4人の名前が記されたものを初見として、この種類の記録が残る。

なお、隅田八幡宮の六坊家とは、神社に仕える供僧の六家のことで、新坊・中之坊・南之坊・辻之坊・乾之坊・角之坊とされる。社伝によれば、応保元年(1161)に鎌倉の鶴岡八幡宮を当地に勧請した空山上人が鎌倉から下向した際に、ともに移住したとされるが、この伝承は隅田惣領家と北条氏の関係が深まった鎌倉中期以降に形成されたもので、そのまま歴史的事実とするのは問題が残る。

現実として、六坊等は京都の石清水八幡宮から派遣された社僧とみなすほうがよいと思われる。

隅田八幡宮の神事に関する朝拝や放生会等の史料を見る限りでは、隅田一族が重要な位

置を占めていたことは確かであるが、すべてを独占していたわけではなさそうである。8月15日は放生会の頭役は、御供頭・響頭・田楽頭・相撲頭・御神酒頭・楽頭・猿楽頭・伶人頭・四斗三百頭等が見える（「隅田家文書」）。これらの頭役には庄内の有力農民も配されていたものと思われる。

隅田北庄の下兵庫村に存在する利生護国寺は、隅田一族の氏寺と位置付けられている。寺伝によれば、行基の開基とされて、その開基寺院の49院の1つとされる（『紀伊続風土記』）。

弘安8年（1285）の「沙弥願心寄進状」（「護国寺文書」）によれば、隅田一族の願心が利生護国寺周辺の荒地や田畠を寺院に寄進していることがわかる。さらに正安元年（1299）の「願心所領処分状案」（「隅田家文書」）によれば、先の寄進状を受けて、願心所領の配分が記されている。

弘安9年の「藤原業能・同泰能連署注進状案」（「隅田家文書」）によれば、護国寺の寺域を含む所領の四至が記されている。これによれば、「東限湯屋谷」、「西限白井谷」、「南限大道」、「北限御山際」とあって、東西の谷と、南は南海道の系譜をもつと思われる「大道」（後世の大和街道に重なるか）の範囲の広大な土地であったことがわかる。

永仁6年（1298）の「関東祈祷諸寺注文写」（「護国寺文書」）によれば、律宗の復興に尽力した叡尊の弟子、忍性の作成で34の祈祷寺の中で、紀伊国の3か寺中の金剛寺・利生護国寺・妙楽寺が記されている。

忍性の師、叡尊は、奈良西大寺を復興し、鎌倉幕府の5代目執権北条時頼の帰依を受けたが、叡尊の自伝である「感身学正記」（『西大寺叡尊伝記集成』）によれば、建治～弘安年間（1275～88）に、度々叡尊自身が隅田庄へ布教に訪れており、護国寺がその拠点になったとも考えられる。

「利生護国寺縁起」（「護国寺文書」）によれ

ば、護国寺の中興を北条時頼としており、弘安年間以降、六波羅探題を襲撃した北条氏一門の北条重時流が隅田庄地頭職を所有しており、叡尊や忍性を仲介として、北条氏と当寺の関係が密接になったと推定される。

永仁6年（1298）の「六波羅探題施行状写」（「護国寺文書」）によれば、六波羅探題から守護代・地頭・御家人等の武士に対して西大寺以下の諸寺へ乱暴な行為をすることを禁じている。この諸寺とは、鎌倉幕府と深い関係にある「関東御祈祷寺」のことで、隅田庄の護国寺も含まれていたことになる。

鎌倉末期の元弘2年（1332・南朝年号、北朝年号では正慶元年）12月に河内の楠木正成は、隅田庄の隅田一族を攻撃している。幕府方の勢力とみなしてのことであろう。この時の関係文書は、正慶元年（1332）12月19日付の「六波羅感状写」（「隅田家文書」）として、北条時益と北条仲時の署名で、隅田一族中に宛てられている。文中に「数十人凶徒（楠木方）討留云々」とあるところから、楠木方の成果のあがったものではなかったと思われる。

ところが、元弘3年（1333・南朝年号、北朝年号・正慶2年）1月19日に摂津渡部橋付近で六波羅軍と戦った楠木正成は、これを大いに打ち破り、六波羅方の隅田・高橋の軍奉行等は楠木方の計略にはまることになる。翌日六条河原に「渡部ノ水イカ許早ケレバ高橋落チテ隅田流ルラン」との落書の高札が建てられ、両者は面目をなくして出仕しなかったとされる（『太平記』・『楠木合戦注文』）。

元弘3年5月7日に倒幕軍に転じた足利高氏の京都攻撃によって、六波羅は陥落し、六波羅探題方は関東に逃れるべく近江番場まで来たところ、包囲されて番場の蓮華寺で自害する。同寺に残る「六波羅南北過去帳」によれば、隅田庄の隅田左衛門尉時親以下11人が、同寺で自害して隅田惣領家は滅亡する。なお、同寺の過去帳には432人の名前が記さ

れている。

鎌倉幕府滅亡後の、元弘3年10月の後醍醐天皇の勅裁によって、高野山が「御手印縁起」に記された「旧領」と主張していた紀ノ川河南の地のうち、隅田南庄が高野山領として認定されることになる。

なお、隅田惣領家滅亡後に隅田一族の中心になっていったのは、葛原氏や上田氏・小西^{おにし}氏等であろうと思われる。

当時、庄園領主が代われば、庄園の総氏神も領主と関わりの深い神社が創設されることが一般的だが、隅田南庄は高野山側が新たに総氏神を創設することはなかった。それは、隅田庄総氏神の隅田八幡宮とそれを支える隅田一族の在地での結び付きと力が強かったということであろう。

南北朝期の隅田庄

建武3年（1336・北朝年号、南朝年号・延元元年）12月に幽閉先の花山院を脱出した後醍醐天皇は、吉野へ入山し南朝年号を復し、足利尊氏が擁立した北朝と対立する姿勢を示した。この内乱は、明德3年（1392・北朝年号、南朝年号・元中9年）に南朝方の後龜山天皇が退位して南北朝合一するまで続いた。

この間隅田庄の隅田一族は、状況に応じて北朝方に付いたり、南朝方に付いたりして合戦に従事していることがわかる。紀伊国では畠山国清が建武3年9月頃に北朝方の守護に任じられ、観応2年（1351・北朝年号、南朝年号・正平6年）3月に、観応の擾乱の影響を受けて紀伊守護を退任するまで、紀伊国は概ね北朝方が優勢であった。

正平2年（1347・南朝年号、北朝年号・貞和3年）8月に楠木正行が、隅田庄の隅田城を攻撃している（「和田文書」）。この頃は隅田一族は北朝方であったことがわかる。隅田城という単独の城郭は史料上明確でないので、隅田一族の諸城館を総称したものであろう。

この後の政治状況で武家方の内紛や、これに伴う南朝方の反撃が顕著となる時期があり、隅田一族は南朝方に転じたようである。

しかし、永和4年（1378・北朝年号、南朝年号・天授4年）12月に北朝方の山名義理が紀伊守護に任じられると、南朝方への攻略は進んだようである。

康暦2年（1380・北朝年号、南朝年号・天授6年）8月には南朝方の隅田一族や高野政所一族、相賀庄の生地氏等は、山名義理に攻略される（「花営三代記」）。これ以降、当地域の在地武士の多くは北朝方に転じる。

康暦2年（1343・北朝年号、南朝年号・興国4年）の「隅田八幡宮神事帳写」（「葛原文書」）によれば、隅田八幡宮の神事に参列した座衆が記されている。序座の座衆には、西座南・西座北・東座南・東座北の名前には隅田一族に連なるとみられる葛原殿・芋生殿・小西殿・垂井殿・小島殿・兵庫殿・崎山殿・野鞍殿等の名前が見える。

また、高野政所一族の亀岡殿・政所大夫殿も見える。また、名字は記されなくて名前に殿を付けられた有力農民と思われる殿原層も記されている。これらの座衆を合計すると79人程となり、当時の隅田一族の範疇を越えた数となる。ただし、戦国期には隅田一族の拡大が考えられるので、戦国期ではほぼ妥当な数に近くなる。ちなみに、南北朝期頃の隅田一族の数は狭義には、25人と表記されたものが多く、これに高野政所一族の5人を加えて30人程と考えられている。

康永2年の神事帳写には、神子座は23人で、僧座は14人となっている。座衆とは別に序座の記述があり、これが42人程となり、これが当時の狭義の隅田一族衆に該当するのではなかろうか。

隅田一族の氏等であった護国寺には天授2年（1376・南朝年号、北朝年号・永和2年）、弘和3年（1383・南朝年号、北朝年号・永徳3年）の長慶天皇の綸旨等、元中元年（1384・

南朝年号、北朝年号・至徳元年)の長慶上皇院宣が残されている(「護国寺文書」)。これらの文書が長慶天皇が南朝方の天皇として即位していたことを証するものとなっている(八代国治『長慶天皇御即位の研究』)。護国寺は、南朝方の拠点寺院となっていたのであろう。

明徳2年(1391・北朝年号、南朝年号・元中8年)10月14日付の「前駿河守某下案」(「護国寺文書」)によれば、護国寺の寺領46石が安堵されているのは、北朝方紀伊国守護山名義理方の発給とみられる。山名義理は、同年12月の同族の山名氏清の乱に連座して失脚するが、この安堵状も南朝方の鎮撫の一貫であらう。

なお、護国寺の本尊、大日如来(県指定文化財)は鎌倉期とされているが、弘和元年(1381・南朝年号、北朝年号・永徳元年)に修理されたものである。本堂は南北朝のものとして国重文となっている。

隅田一族の構成で、南北朝期に特徴的なことは、伊都郡の高野山領の中心庄園の官省符庄を本貫地とする高野政所一族の参入である。高野政所一族とは、高野山の膝下政所に出仕する庄官層で、「四庄官」の高坊・田所・亀岡・岡を中心に、四庄官が兼務する「十人所司」で構成され、これに若干の他庄からの同階層の参入者や、「庁番殿原衆」と称された有力農民層がその従者として加わっていたとみられる。

ところが、高野政所一族で明確に隅田一族に加わっていたのは、高坊・亀岡・塙坂・小田・大野の5人である。

高野政所一族の隅田庄進出の時期は、15世紀初頭の高坊実敏と葛原忠満の訴訟関係の文書から高坊実敏の曾祖父実敏の頃とみられ、南北朝期となろう。本来、官省符庄の庄官は僧官の色彩が強く、南北朝内乱期を通じて僧官から在地武士へと転じる。高坊氏も祖先は、僧官であったようで、隅田庄でも隅田八幡宮の庁座には、僧侶の資格で出仕していた

ようである。武士化した後も、「高坊惣執行上座御房」と称している。

これら高野政所一族の隅田庄進出者は、早くから上級武家権力と接近して武士化を進めていた隅田一族に倣って、より強力な武士化を狙っていたものであろう。これは当然、高野山との関係の希薄化を計ったものであろう。これに対して隅田庄に進出しなかった高野政所一族は上級武士との関係よりも高野山との関係を優先させたということであらう。

隅田庄北西端に小峰寺と称する修験と関わる寺院がある。鎌倉初期に成立した「諸山縁起」には修験道の宿として「六十八小峰寺」とある。南北朝期には、金剛山上の大和国転法輪寺の末寺であった。『紀伊続風土記』によれば、境内は東西七町、南北一町とあって、仁和寺の末寺とある。小峰寺の末寺は旧隅田庄の東光寺のほか旧相賀庄の4か村に4か寺の5か寺が挙げられている。天授5年(1379・南朝年号、北朝年号・康暦元年)の緑泥片岩製の宝篋印塔高さ1.7m、市指定文化財)がある。応永20年(1413)の「境原山四方書写」(「葛原家文書」)や近世の絵図によっても堀切が描かれ、中世に小峰寺が城郭寺院として使用されたことをうかがわせる。

室町期の隅田庄

明徳の乱に連座して失脚した山名義理の後を受けて、明徳3年(1392)に紀伊守護に大内義弘が任命される。この頃に大内義弘と被官関係を持った隅田一族は、同年の2月18日に守護に隅田一族の名簿を提出する。これによれば、隅田一族の注文として垂井・中山・山田・洪草・池田・小西・新・中山・山井・辻・上田・下山等29人が記されているが、文書には「廿六人 公文注文」とある(「隅田一族交名写」)。これには名字を記されていない人物が14人記され、隅田一族と有力農民層の境界の曖昧さを感じさせる。

明德4年(1393)6月に隅田庄芋生村東光寺供僧職の補任には「依国方仰」で、長円房が就任している(「隅田家文書」)。これは明らかに守護大内義弘方の介入であり、隅田一族に連なる人物が入れられたのであろう。

明德4年の「隅田八幡宮会料納日記」(「葛原家文書」)によれば、「ま(ん)ところの御分」として1貫782文が納められているので、高野政所一族の会料の納分として納入されていることがわかる。

明德5年(1394)6月26日には、高野政所一族の高坊行敏・堀坂朝治・亀岡源忠の3人と、隅田一族の上田貞範・葛原秀広・小西為安の3人が、隅田八幡宮の御神用の地で、下山殿が白井谷に所有していた田地が荒廃していた。この里神田を白井谷で元のように耕作した場合には、隅田一族中へ返還するように決めている。内容から隅田一族と高野政所一族が、この件で談合していたことがわかる。

明德5年の「隅田庄中筋畠帳惣目録」(「隅田家文書」)によれば、隅田一族の上田貞範と高野政所一族の高坊行敏の署名の下に、隅田分として6町1段100歩、政所分として6町1段40歩の表記をしている。

隅田南庄は、前述のように元弘3年(1333)に高野山領となったが、隅田一族の上田氏が高野山に対して下司として、年貢の請負を始めていたようだが、正平9年(1354・南朝年号、北朝年号・文和3年)から毎年20石を高野山へ納入する取り決めであったが、18石程度しか納入せず、その未進額が明德2年(1391)の総計で185石に及んでいた(『高野山文書』)。上田氏も改易されそうになるが、沙汰所の仲介の話があって、再度年貢請負を開始する。この上田氏の背後の支援勢力として、隅田一族と上級武家権力としての守護の存在があったのであろう。

応永元年から3年(1394~96)にかけて大内義弘の守護権力を背景に、高野山領庄園の官省符庄の土地調査である大検注が実施され

る。これによって、名古屋村に庄官層の居館や田地が集中していたほか、「名古屋村田帳中書」(「勸学院文書」)によって、隅田一族に属する兵庫殿・新殿・松岡殿・中殿・森殿の田地が存在したことがわかり、隅田庄や官省符庄にそれぞれを基盤にする武士層の田地所有のあったことがわかる。名古屋村は在地武士の勢力が強く、高野山が御しがたい地域となっていたのである。

他に、高野政所一族の氏寺となっていた西光寺が名古屋村にあって、名古屋村・伏原村・大野村等に4町9段余の田畠を所有していたこともわかる。

応永6年(1399)12月に起った応永の乱によって、大内義弘は失脚し、応永7年(1400)1月に畠山基国が紀伊国守護に就任し、以後、三管領の一家であった畠山氏が紀伊国守護を襲職する。

応永20年(1413)9月17日の「隅田一族定書」(「隅田家文書」)によれば、隅田一族として29人の署名はあるが、この中で高野政所一族は大野・亀岡・小田・高坊であるが、中氏は「まところ」、「すた」の注記があり、二派に分かれていたことがわかる。新氏は「すた」のみの登場であるが、「まところ」の存在を類推させる。この中氏や新氏は官省符庄名古屋村に田地を所有していたので、この二派は理解できる。

この署名には「次第不同」とあるので、隅田一族内部では原則として序列のなかったことがわかる。

応永25年(1418)と推定される「草部宴盛書状」(「葛原家文書」、弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の研究』)によれば、この文書は、守護方と熊野社僧等の争いの中で、熊野の御興が近露まで来ている報に接し、「御内方」たる譜代の臣、「国の人々」たる紀伊国内の在地武士(国人)が、守護所大野へ出仕すべきことを触れ廻るように、守護使の「誉田殿」からの連絡で、小守護代の草部宴盛から伊都郡

奉行の玉手七郎左衛門入道道秀に宛てた書状である（拙稿「東家館に関する文献上の考察」『東家遺跡・東家館跡発掘調査報告書』）。伊都郡奉行所は東家村にあって、伊都郡奉行の管轄下で、隅田一族等の東家館への参集を経て、守護所大野へ動員されたものと推察される。

応永 29 から 30 年（1422～23）にかけての「四郷以下公方役書上」（『高野山文書』）によれば、伊都郡の高野山領から守護方による夫役や公事の納入に東家館へ動員されていることがわかる。ただし、近隣の隅田庄や相賀庄からの動員は史料の欠落があって判明しない。この頃は隅田北庄は石清水八幡宮領、相賀北庄は根来寺領という建前であったが、実態としては隅田一族や相賀河南一族たる生地氏や贅川氏等を通じて、守護領化に近いものであったと思われる。ちなみに相賀南庄は、元弘 3 年（1333）の後醍醐天皇の勅裁によって高野山領となっていた。

応永 25 年から 27 年（1418～20）に争われた高坊実敏と葛原忠満の隅田八幡宮の放生会の西庁南座の座上争いがある。これによって、前述のように高坊氏が南北朝頃から隅田庄に進出していたことがわかるが、元来、高坊氏は僧座に着座していたことが証言されている。京都へ出向いての訴訟であったが、応永 27 年 8 月には畠山満家の奉行人の奉書で葛原忠満が勝訴する（『葛原家文書』）。この中で、6 人の宿老とあるのは隅田一族の宿老であろうし、「25 人の地頭」とあるのは、狭義の隅田一族の構成員であろう。

嘉吉元年（1441）の「隅田八幡宮棧敷注文」（『葛原家文書』）によれば、朝座は 52 人、神子座の 29 人、僧座は 16 人とある。朝座の人数は、当時の隅田一族の構成員の数を超えた数であり、一族外の有力農民も参加していたことは確実である。

ところで、隅田一族は守護被官として活動していくが、紀伊国内では重要な役に就任し

ていない。しかし、応永 13 年から 19 年（1406～12）には山城国守護代に隅田三郎左衛門（尉）、宝徳年間（1449～52）には山城守護代に隅田佐渡入道、戦国初期には畠山義英（義就の孫）の河内守護代クラスに隅田美作守繁久がいる（今谷明『守護領国支配機構の研究』）。畠山氏は、在地の国人層を在地では役人として使わない方針をとっていた。しかし、戦国期になってくると状況は変わってくる。

畠山氏も、持国の子の義就の代になると、従兄弟の政長と家督争いを展開し、これが応仁の乱へと繋がっていく。

長禄 4 年（1460）5 月に当時の紀伊守護畠山義就方が、粉河寺の水争いで根来寺方に改められて大敗し、700 人程討死している（『大乘院寺社雑事記』）。この討死者の中に、畠山氏の譜代の家臣の他、紀州の国人の名も見える。その中に「隅田今西」が見える。隅田一族は、当時、複姓と称して、本来の自分の名字の上に隅田を冠していた。したがって、当時の史料に隅田のみで見える場合、特定の名字を推定するのは、場合によってはかなり困難である。この畠山義就の大敗の背後に、畠山氏の内紛があり、この後、畠山義就は守護を罷免され、代って畠山政長が守護に就任している。

明応 2 年（1493）5 月に前管領細川政元が將軍足利義材（義植）を追い落とし、足利義澄を擁立するという明応の政変が起こる。この時、足利義材と共に河内正覚寺にいた畠山政長が細川政元に攻められて敗死する。この討死者の中に「隅田松岡」が登場する（『蔭涼軒日録』）。このように義就（当時は子の義豊）方、政長方の双方に隅田一族が加わっていたことがわかる。

この後、畠山氏の内紛は、義就流と政長流の抗争となって、子孫に継承される。このうち、隅田庄に関わる事項について触れてみたい。

永正元年（1504）細川政元政権内に内紛が

生じたのをきっかけに、畠山政長の子、尚順と義就の孫義英が一時的に和睦する。

しかし、永正4年(1507)に細川政元が暗殺され、細川氏の分裂により、この両流の畠山氏の和睦は破綻する。畠山義就流の義英は、河内の獄山城に12月に入城し、畠山政長流の尚順を攻撃するために、「宇智郡隅田寺」へ出陣した(『多聞院日記』)。ここに記されている「隅田寺」とは、大和国宇智郡が正しいとすれば大澤寺となろうし、「隅田寺」が正しいとすれば、紀伊国伊都郡隅田庄の利生護国寺となろう。地理的状况から、利生護国寺の方が正確ではないかと思われる。

畠山義英が入城した獄山城も、永正5年(1508)1月18日に落城している(『後法成寺関白記』)。その後、畠山尚順は同年4月に足利義尹よしただ(義植、義材)が大内義興と共に堺へ到着するのをを迎えた後、6月に入京を果たしている。

このように、畠山尚順は、大内義興の軍事力に依存して安定期を迎えるが、その象徴的な出来事は、隅田庄の利生護国寺で永正9年(1512)6月29日に開催されたとみられる300人も及ぶ隅田一族の宴会である(「葛原家文書」)。

この「献立注文」(「葛原家文書」)によれば、15番にも及ぶ能が上演され、中心的な膳は5膳で、鯛や鮑、「からすみ」、「このわた」、松茸、鶴の吸い物などの山海の珍味が出された豪華版で、紀伊守護(畠山尚順)等の上級権力者を招いたものと考えられる。

畠山義英方の大和や紀伊への進攻は、永正10年(1513)8月で、8月21日付の「畠山尚順判物」や「林堂山樹判物」(「三箇家文書」、小谷利明「宇智郡衆と畠山政長・尚順」『奈良歴史研究』59)によれば、畠山義英方は、「大澤小峯楯籠」つたため、畠山尚順方の宇智郡衆と伊都郡衆はこれを攻める申し出をしていることがわかる。

ここに登場する「大澤小峯」は、「諸山縁

起」に登場する葛城修験の古刹で、大和国宇智郡の大澤寺と紀伊国伊都郡の小峯寺のことである。これらの寺院が、畠山義英方に城郭として利用されていたことがわかる。

中野榮治氏の研究によれば、この両寺の間に左久米寺(隅田庄山内村)があって、これが現在の東覚寺に該当するとされる(『葛城の峯と修験の道』)から、大和や河内へ通じる修験の道が、義英方に軍事ルートとして利用されていたことがわかる。しかも、このルートは、畠山政長流の拠点であった河内烏帽子形城と紀伊伊都郡の長藪城の軍事ルートに楔を打ち込んだ形になっている。

永正10年の畠山義英の出撃は、8月25日に河内観心寺に陣し敗北した。そして、畠山義英は行方をくらませるが、永正15年(1518)に大内義興が周防に帰国すると、再び反撃に出てくる。

大永4年(1524)11月には畠山植長(政長の孫、尚順の子)は、畠山義堯よしたか(義就の曾孫、義英の子)の籠城する河内仁王山城を攻撃している(「祐維記抄」)。この時に植長の味方をしたのが、根来寺衆や大和国の「吉野衆」、「長藪城衆」である。

長藪城はこの頃紀伊守護の伊都郡支配の軍事拠点となっており、その城衆の内訌には隅田庄の隅田一族や相賀庄の賛川氏等が入っていたのであろう。

河内の仁王山城は、金剛寺の建物を移築して城郭にしていた(「祐維記抄」)。この城も12月6日に落城し、畠山義堯は高野山へ退去したとの風説が流れた(「祐維記抄」)。

永禄10年(1567)8月晦日に紀伊国伊都郡郡官省符庄の名倉城に入城した畠山秋高(政長の曾孫、尚順の孫)は屋形衆と根来寺連判衆の3000が入城し、ここから隅田庄の霜山城に入城した。なお、「畠山記」には永禄11年(1568)のこととしているが、これは永禄10年の誤りであろう。この軍事行動は、三好三人衆方勢力の大和の佐味城(幸田城)を攻撃

するためであったが、9月5日に畠山軍は敗退し、伊都郡に退去している（『多聞院日記』）。この畠山軍は失地回復を目指し、烏帽子形城を攻撃するも失敗している（『多聞院日記』）。このように政長流畠山氏は、三好長慶の後継の三好三人衆方に阻まれて勢力を減退させていたことがわかる。

一方の義就流畠山氏も、天文12年（1543）11月9日付で隅田庄の護国寺に対し、畠山在氏（義堯の弟）の寺領を安堵した判物を発給している（「護国寺文書」）ほか、天文21年（1552）6月28日付で隅田庄の隅田八幡宮に対し、畠山尚誠（在氏の子）は大和国宇智郡で「三千疋」を寄進している（「隅田八幡神社文書」）。この頃には義就流畠山氏は、政長流畠山氏よりも衰退し、紀伊伊都郡や大和宇智郡、南河内の山間部を中心とした小勢力に転落していた。

この頃の隅田一族の状況を知ることができる史料として、天文23年（1554）1月28日付の「利生護国寺法度条々隅田一族起請文案」（「彦谷村上田家文書」『橋本市史』旧版上巻）によれば、42人の署名がある。このうち明確に高野政所一族とみられるのは、高坊、亀岡、塙坂（2人）、小田の5人である。他に名字の記されていない人物は3人ある。これは1枚の文書に記された隅田一族の署名としては最大である。しかし、諸文書に現われた隅田一族を集計すると60～70人程になると思われる。

ところで、山城国一揆の主体は『大乘院寺社雑事記』の文明17年（1485）12月の記事では、36（又は38）人の国人とされるが、一揆の終末期の明応元年（1492）10月頃には「山城国人百人」とある（『大乘院寺社雑事記』、脇田晴子「山城国一揆と自由通行」『山城国一揆』）。これは狭義の国人以外の惣村の地侍クラスも参入した結果と思われる。同様に、隅田一族も時代が降ると惣村の地侍クラスの参入もあって増加したとみられる。

ちなみに、隅田一族の芋生氏の所有した田地は、明応元年（1492）の「芋生氏知行分表帳」（「芋生家文書」）によれば、判明する田地の集計は1町8段、畠地は180歩、面積の判明しない田畠5か所である。ただし、この田地は隅田北庄芋生村のみでなく、河瀬村や紀ノ川河南の隅田南庄や大和国宇智郡丹原村等^{たんぼら}に存在した。

近世の史料であるが、隅田一族の一氏、土屋氏の「由緒書上」や「土屋氏系図」（「土屋家文書」金剛峯寺編『高野山文書』6巻）によれば、孫六と名乗っていた土屋義武は、天正期に信長に従ったことや、京都所司代の足輕頭になった経歴を記し、後に故あって郷里で帰農したことを記している。浅野氏の検地の折に、1町4段9畝を登録される百姓となった旨を記している。

このように見ていくと、中世に国人として認識されて「守護被官」となった隅田一族と、惣村を基盤とした地侍クラスの層の差は、一部の例外を除いて経済的な基盤は大差がなかったとみなせる。

他に、戦国期の隅田一族の例として、天文14年（1545）の畠山植長の没後に河内の支配権を握った守護代遊佐長教によって、芋生隼人が「隅田庄塩口」を認められたものがある（「芋生家文書」）。この文書の取り継ぎを守護代格の丹下盛賢がなしている。この文書の実年代を確定できないが、天文14年以降のものであろう。隅田一族が、守護代の許可によって、塩取引の経済活動していることがわかる。

なお、この頃、紀伊守護畠山氏の小守護代か郡奉行と考えられる地位に、高野山の智庄厳院と三宝院が就いている。智庄厳院は、元亀4年（1573）に河内観心寺で禁制を発給しており（『観心寺文書』）、三宝院快敏なる人物は伊都郡の守護支配を担当する立場で文書を発給している（「葛原家文書」）。伊都郡奉行所は東家館にあったが、戦国期にも行政面担当の政庁として機能していた可能性がある。こ

の頃は、地元の者を守護方役人として起用しているのは、以前にはなかったことである。しかも、智庄厳院も三宝院も隅田一族を構成した高野政所一族の高坊氏と関わる寺院である（拙稿「高野政所一族の形成と動向」・安藤精一編『紀州史研究』5、「岡家文書」『九度山町史』）。

天正9年から10年（1581～82）にかけて織田信長による高野山攻めが実施された。これは巷間に伝えられたような大規模なものではなく、三好氏の家臣から信長家臣に転じた松山新介重治を大将とした小規模なもので、高野山を他の作戦の邪魔にならないように見張るといった程度のものである。しかし、高野山方は、相当に脅えて正親町天皇や仁和寺を巻き込んだ和平工作を模索していたが、本能寺の変で信長方も兵を引くことになる（拙稿「織田信長の高野山攻め」『南紀徳川史研究』7）。この高野山攻めでも、地元の武士は双方に分かれた。隅田一族や生地氏、贅川氏は織田方、高野政所一族は、織田方と高野山方に分かれたが、隅田一族と連合した高野政所の一派は織田方に就いたとみられ、他は高野山に加担したとみられるが、この傾向は中世以来のもので、在地武士の生き残りをかけた方針であり、内部では多分に「馴合い」的要素が存在したと思われる。

豊臣期以降

豊臣秀吉の天下統一に伴う政策（検地・刀狩等）の結果、庄園は解体され消滅したことになる。しかし、生活実態としての「庄園」は残存し、旧庄園体制の祭礼は、そのまま継続されることになる。

高野山領も原則的に紀ノ川河南に限定され、河北の旧官省符庄や那賀郡の旧名手庄等は大名領に編入されることとなる。

高野山領の検地は天正19年（1591）に開始されるが、その前の天正17年から18年にか

けて木食応其の伊都郡での池の修造が集中しているのは、豊臣政権の方針で実施された「太閤検地」の直前に人心の収攬に、その狙いがあったと推察される。

この事業の推進に当たって、木食応其は惣と惣の指導層を起用し、庄園の旧支配層たる庄官層を起用していない。例えば、旧官省符庄の「引ノ池」では四か村と「奉行西山勝家」である。西山氏は受益村の出身ではない大野村であり、庄官層の高坊氏や亀岡氏とは違う立場である。「畑谷池」では「妙寺惣衆中」となっており、旧相賀南庄の「平谷池」では「馬場清水村中」となっている。

近世の隅田一族として認定された者は、きわめて少なく、元和8年（1622）1月21日付の「隅田一族定状」（「隅田家文書」）によれば、仕官運動を示す中に隅田（5人）、塙坂（2人）、野口（3人）、松岡、竹田、上田の13人と、中世では隅田一族の中に入っていなかった西山・生地の計15人である。

もっとも、この中で塙坂氏は中世では高野政所一族の構成員であったが、慶長期（1596～1615）に旧官省符庄名古曾村から旧隅田庄中下村に最初移住したことが「南紀士姓旧事記」、『紀伊続風土記』等からわかる。なお、高野政所一族であった小田氏も同じ頃に旧官省符庄名古曾村から中下村に移住していることが「南紀士姓旧事記」からわかるが、小田氏は仕官運動に加わらずに帰農したものと思われる。

元和8年の仕官運動に加わった松岡氏は、承応元年～2年（1652～3）頃に旧隅田庄から旧官省符庄の吉原村に移住している（「松岡家文書」、金剛峯寺編『高野山文書』）。

旧官省符庄名古曾村に居館をもっていた高坊氏は、旧官省符庄中飯降村に近世初頭に移住したものと思われる（『紀伊続風土記』）。

このように中世の在地武士層の移住が多く見られるのは、近世の土地政策の中で、中世のような中間徳分権が認められなくなって、

自身の土地所有の内でも有利な地へ移住したものとみられる。ここでも、旧武士身分にこだわって仕官運動をする者と帰農する者に分かれる。

元和5年（1619）に徳川頼宣が紀伊国に入国すると、最初元和8年に在地武士の後裔60人に切米50石が与えられて藩の軍事組織に組み込まれた。寛永元～2年（1624～5）に隅田一族15人に切米30石が与えられ、「隅田組地士」と称した。しかし、これ以前に「隅田組地士」は彦坂光正配下の町方与力となっており、正式な和歌山城下の藩士となっていた。この15人とは、元和8年の「隅田一族定書」に登場する人物である。

しかし、仕官したはずの15人も正保2年（1645）には切米支給は打ち切られ、帰村して在地の地士という形で存続することになる。町方与力を経て「隅田組地士」となったのは、

隅田（3人）、塙坂（2人）、野口（2人）、松岡、竹田、上田の旧隅田一族に連なる10人と、西山、生地各氏と、那賀郡の津田、名草郡の嶋、日高郡の平井の15人である。

藩当局は近世初頭においては、地士身分を選択した者には、大庄屋や庄屋といった職には就任させない方針を貫いていた。これは地域社会の影響力を考慮してのこととみられる。地士身分の一族でも、これを選択せず農民となった場合には、大庄屋就任の例もみられる。

旧官省符庄の高野政所一族は、近世初頭に他地域に移住する者が多く、残留した亀岡氏に高野政所一族の氏寺であった名古屋村の西光寺を託されるものの、維持できずに衰退する。これは、隅田庄の隅田一族の氏寺、利生護国寺が維持されたのと対照的である。

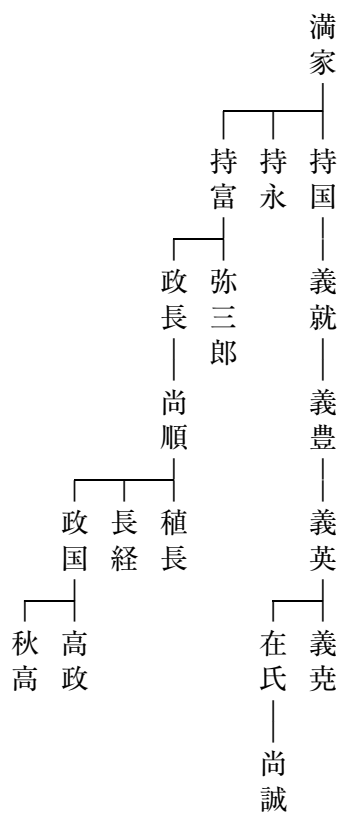


図 「畠山氏略系図」
 拙稿「烏帽子形城と長藪城—終末期を中心に—」
 をもとに作成（『和歌山城郭研究』第14号）